

掲示期間：6.4-6.13

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年6月4日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 亀田あけぼの会館の項及び新津地区市民会館の項ならびに新金沢保育園の項を削る。

附 則

この規程は、令和6年6月4日から施行する。